

公共測量で設置した基準点等の測量標及び測量成果を使用される皆様へ

オホーツク総合振興局

網走建設管理部用地管理室用地課

網走建設管理部が所管する基準点等の測量標及び測量成果の使用して「公共測量」を行う場合には、測量法第26条(39)及び第44条^{*1}の規定により「使用承認」を受ける必要がありますので、別紙の様式により「測量標・測量成果の使用承認申請書」を提出してください。（記入例参照）

また、公共測量以外の測量でも測量標を使用される場合は、当課にご相談下さい。測量標の設置場所には、立ち入りの許可等が必要となる場合もあります。

承認手続には、郵送等にかかる期間を除き、7日から14日程度の期間をいただいております。ただし、書類に不備がある場合には、その「確認、修正作業」に、それ以上の期間を要する場合がありますので、申請を行う場合は期間に余裕を持ってお願いいたします。

なお、承認書のメールでの発送を希望される場合は、申請の際に申し出ていただくことで、承認後直ちに「発送」ができますので測量成果等の内容確認が可能（※ 印刷等ができないPDF形式での発送になります）です。

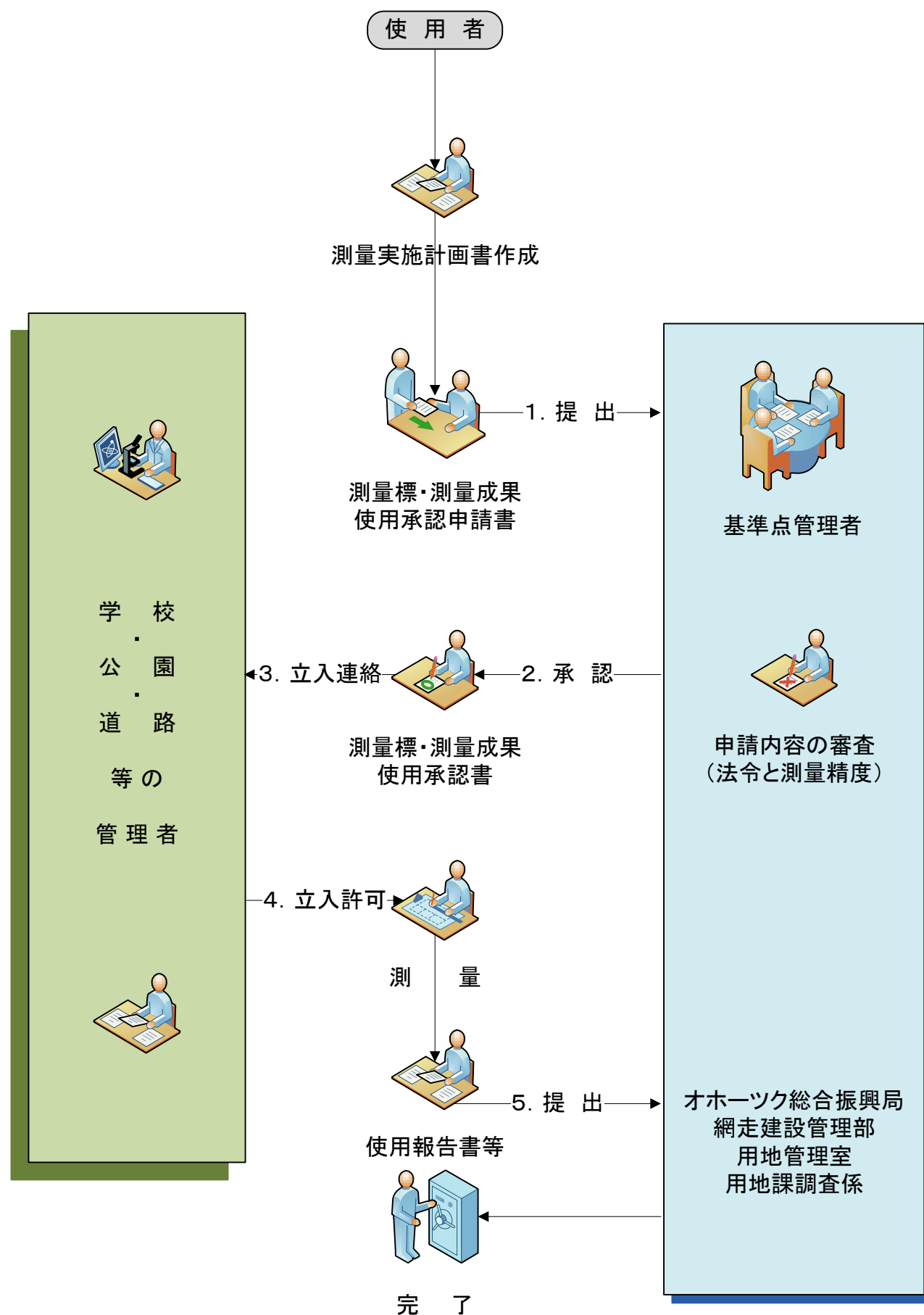
郵送を希望される場合は、返信用封筒を用意していただく必要があります。また、使用を希望する測量標及び測量成果が大量となる場合、有償となる場合もありますので、必ず申請される前に、当課調査係へお問い合わせください。



*1 測量法 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
 - 一 申請手続が法令に違反していること。
 - 二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

公共基準点・水準基標 使用手続きの流れ



1. 測量標・測量成果 使用承認申請書の提出方法 (2通り)

- (1) FAXの場合 使用承認申請書を事前にFAXし、電話でFAXした旨を連絡してください。確認いたします。
- (2) 来所の場合 事前に電話でご相談頂いたうえで、使用承認申請書により申請してください。

※ 使用承認申請書記載例を参考に各項目に記入してください。

2. 測量標・測量成果 使用承認書の発行

申請書受理・決裁のうえ10日(土日祝祭日・年末年始を除く、最短で3日)以内に使用承認書ができたことを電話で連絡しますので、網走建設管理部の用地課調査係までご来所ください。

なお、FAXによる事前申請の場合は、来所時に使用承認申請書の申請者氏名欄に押印した申請書を改めてご持参ください。この正式な申請書と交換に使用承認書を交付いたします。

3. 立入り連絡

測量標を設置している施設の管理者への立入り連絡は、使用者(測量作業)が行ってください。

4. 立入り許可

観測に伴う施設への立入りは、施設管理者から許可を得てから行ってください。

5. 使用報告 (公共基準点測量のみ)

使用者は、測量完了後に公共基準点の使用報告書と精度管理表(必要に応じて平均図)を提出してください。提出方法は、郵送でも結構です。基準点の精度維持に活用させていただきます。

6. 北海道公共基準点等の使用について

北海道の管理する公共基準点・水準基標の使用についての詳細は、「北海道公共基準点等使用要領(案)」、「北海道公共基準点等使用仕様書(案)」(PDF形式)を参照してください。

7. 使用承認申請様式

- (1) 使用承認申請書
- (2) 「北海道公共基準点・水準基標使用要領(案)」(PDF形式)
- (3) 「北海道公共基準点等使用仕様書(案)」(PDF形式)

複製承認申請のQ&A

・複製の目的について（複製承認申請が必要）

1.「測定の用に供する場合」とは？

測定を実施する者に対して、測定成果を提供するために複製を行う場合。

なお、複製した者が測定に用いる場合は、測定行為の工程に含まれるため、測定成果の使用に該当し、測定法第30条の使用承認申請が必要となります。

2.「刊行する場合」とは？

有償か無償かは問わず、複製した測定成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行する場合

＜具体例＞

管内図を当該事務所の業務用として内部利用のために作成する場合には、不特定多数の者に対し発行する場合に該当しませんが、作成した管内図等をロビー等に置いて誰でも自由に持ち帰ることができるような場合には、不特定多数の者に対し発行する場合に該当します。

3.「インターネット等により情報を提供する場合」とは？

電気通信回線を通じてインターネットや電子メール等の方法により、複製した測定成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者に対して測定成果が入手又は閲覧可能な状態に置く場合

＜具体例＞

- ・インターネットを利用できる環境にある人なら誰でも見ることができるブログや誰でも会員になることができるコミュニティサイトに、地図等を掲載して公開することや、メールマガジンにより大量に送付する行為は、不特定多数の者への公開に該当します。
- ・友人やクラスメート等、互いに特定できる者以外は参加できないサイトにおける公開は、不特定多数の者への公開には該当しません。

公共基準点等の測量標に近接して工事を行う方へ

公共基準点付近で工事を行う場合、または工事等で直接基準点に支障をきたす場合は、届出または申請を行うとともに、必要に応じて一時撤去・復旧、移転、点検測量など、機能の回復を行う必要があります。

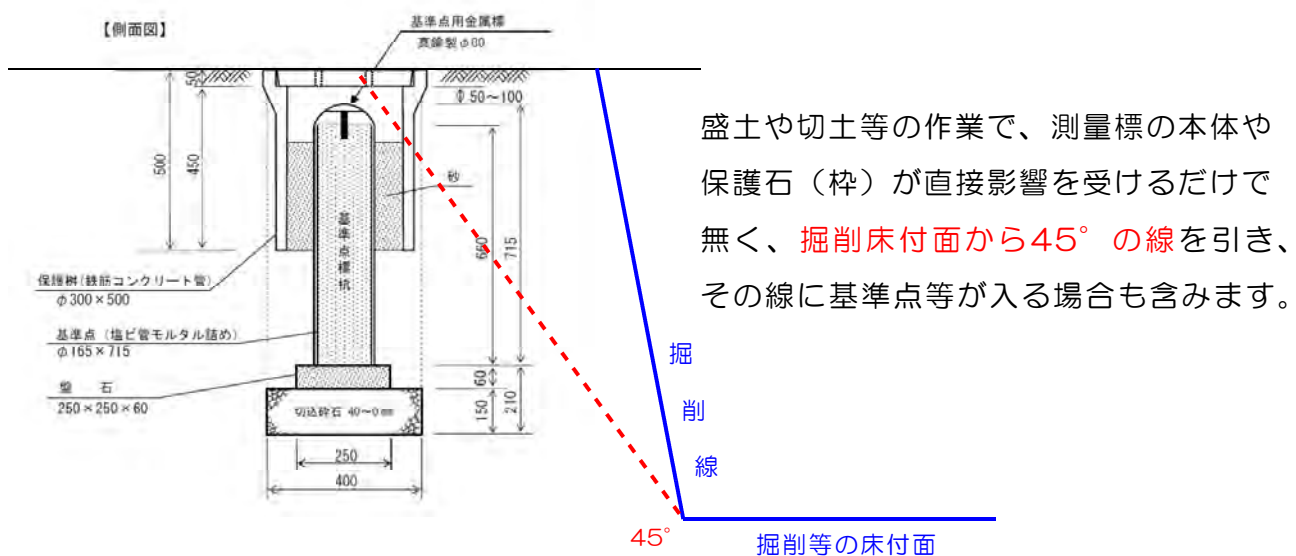
条文（裏面参照）を要約すると、「**公共基準点の測量標を移転し、汚損し、その他その効用を害する行為をしてはならない。ただし、理由を記載した書面をもって測量標の移転を請求でき、移転費用は請求者が負担すること**」とすることになります。

このことから、公共基準点等の測量標に近接して工事を行う際に必要となる事項についての、作業フローを作成しましたので、工事施工箇所に近接して「公共基準点等の測量標」がある場合には、届出等の手続きをお願いします。

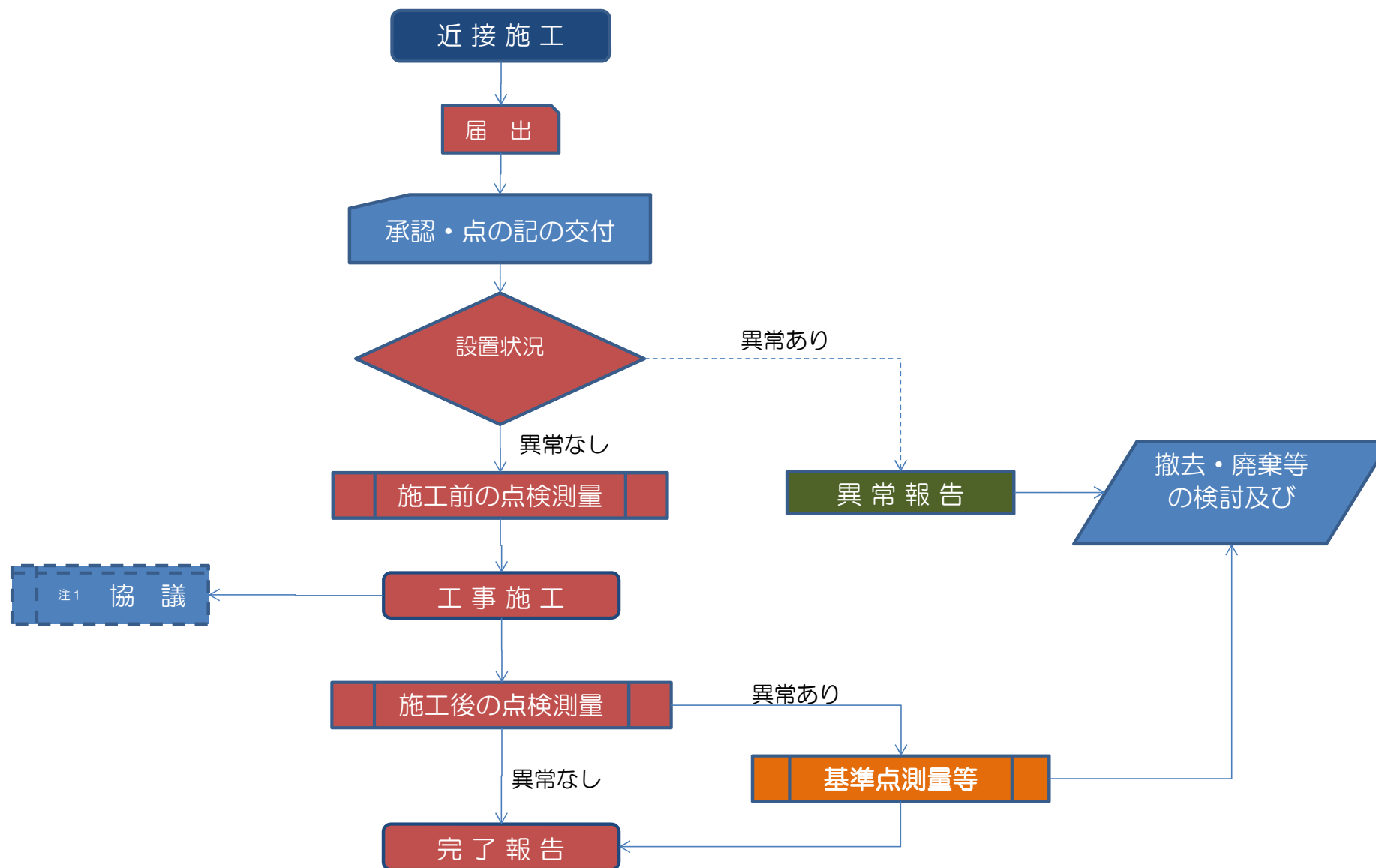
「効用に支障をきたす恐れがある行為（工事）」とは、次に該当する工事です。

- 1 床付面から45°の線に基準点が入る掘削工事
- 2 杭打ち及び杭抜き工事等、その振動が基準点に影響を及ぼすと判断される工事
- 3 基準点から半径1m以内に入る舗装工事
- 4 その他、基準点の効用に支障をきたすと思われる工事（例：直下の推進工事）

- ・ [公共基準点等の測量標に近接して工事を施工する場合の手続きフロー（PDF形式）](#)



公共基準点等の測量標に近接して工事を施工する場合の手続きフロー



注1：近接施工の申請をしていたが、施工中に一時撤去となることが判明した場合、速やかに一時撤去の協議を行う。